

課題解決プログラム（仮称）運営業務 委託仕様書

1 事業目的

神戸経済の持続的な成長を支援するため、行政・地域の課題解決や、地元企業の高付加価値化を達成していくために、イノベーションを起こし得る企業・スタートアップ等を国内外から呼び込み、課題解決の担い手とすることや、地元企業との協業を進めていく必要がある。本事業では、全国の企業・スタートアップ等との協業・共創や実証実験等を通して、地元企業の新事業創出や行政・地域課題の課題解決を図る。

2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3. 業務内容

本事業では、以下4つのコースを対象とし、年間を通して実施する。

- ① 行政課題解決コース
- ② 地域課題解決コース
- ③ オープンイノベーションコース
- ④ 新規事業創出コース

(1) 効果的な広報の実施

【対象事業】 ①②③④

- ・本事業に対する募集や取り組み内容に関するランディングページの作成（全体ページLP及び①～④の個別LP）
なお、内容については委託契約締結後、神戸市と協議すること。
- ・(2)～(8)の取り組みについて、市内外に対し周知を図るような効果的な情報発信について提案すること。
- ・Facebook等SNSでのターゲット広告の実施
（事業参加者募集投稿や、「KOBE Startup News」ページについての宣伝を実施すること）
- ・宣伝用資材作成（サイトロゴマークの作成1点、その他サイト制作に係るデザイン）
なお、デザイン案については委託契約締結後、神戸市と協議の上、承諾を得たものを掲載すること

(2) 参加企業選定業務

【対象事業】 ③④

- ・プログラムに参加する市内中小企業（※）（以下「ホスト企業」とする。）を、応募企業の中から面談やヒアリングなどを通して選定すること（③④合計8社程度）。なお、募集については委託契約締結前に神戸市において実施する。

（※）中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者

(3) 新事業創出に関するセミナー、ワークショップ等の実施

【対象事業】 ③④

- ・ホスト企業が新事業開発や課題解決に取り組むにあたって、必要な知識を習得できるようなカリキュラム・スケジュールを提案すること。
- ・また、ホスト企業が新事業創出に向けて取り組む課題・テーマを明確化できるようなワークショップ等の支援を実施すること。
- ・上記セミナー及びワークショップについては、③④コース合同での実施も可能とする。

(4) パートナー企業の募集・選定支援

【対象事業】③

- ・課題・テーマが明確になったホスト企業について、必要に応じて全国の企業・スタートアップ等とマッチングできるよう支援すること。なお、④新事業創出コースのホスト企業も、事業進捗上必要に応じて③オープンイノベーションコースへの移行（マッチング支援等）を可能とする。
- ・マッチングにあたっては、より多くの企業から応募があるような効果的な情報発信をすること。
- ・応募のあった企業等に対する面談・ヒアリングを通じて、ホスト企業の課題・テーマに最も適した企業・スタートアップ等（以下「パートナー企業」とする。）を選定するための支援を実施すること。
- ・選定後に、ホスト企業とパートナー企業が、課題解決及び新規事業創出に向けて、ターゲットと課題の明確化及びソリューションの方向性検討を目的とした対面式のワークショップを実施すること。実施にあたっては、専門的視点からのファシリテーション等の必要な支援を行うこと。

(5) 伴走支援・事業進捗管理の実施

【対象事業】③④

- ・各プロジェクトに対して伴走支援や事業進捗の管理を実施すること。
- ・実施にあたっては、専門的視点からのファシリテーション等の必要な支援を行い、プログラム期間中に具体的な事例が創出できるよう支援する。また、実施にあたっての支援体制及び進捗管理体制について提案すること。

(6) 事業成果の情報発信業務

【対象事業】①②③④

- ・各プロジェクト内容について取り組み内容や事業成果を契約期間中に対外的に公表すること。なお、実施にあたっては、市内外を問わず多くのマスコミや金融機関、企業等が出席もしくは観覧できるような手法を提案すること。

(7) 運営体制と役割について

【対象事業】①②③④

- ・以上の事業を実施するにあたり、確実かつ効果的に実施する体制を整えるとともに、コンプライアンスや情報管理を的確に行うこと。複数のチームに並行して伴走支援を実施できるよう、十分な人員体制を準備すること。
- ・本事業では、課題を抱える部署や市内企業、及びマッチングした企業・スタートアップ等が主役となるが、その間を取り持つ存在として運営事務局を設置する。受託者は運営事務局に参加し、委託者と共同で本事業の運営業務を行うものとする。
- ・受託者は受託期間を通して、事業全体の進捗管理及び各プロジェクトの進捗を管理する管理責任者を配置し、氏名及び主な実績について提案書に記載すること。

(8) その他これに付随する業務（都度進捗状況を共有するとともに必要に応じて協議を行うこと。）

(9) 実績報告書の提出（令和7年3月31日締め切り、様式不問。電子データで提出すること。）

3 その他留意点

- ・事業の進行にあたっては、神戸市と協議のうえ進めること。

- ・受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を神戸市に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ・この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に神戸市の承認を得て再委託することができる。
- ・この業務により作成した成果の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、参加企業と協議のうえ、決定する。
- ・受託者は、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、神戸市の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ・「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

5. 成果物納品場所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館 8階

神戸市経済観光局新産業創造課

電話 078-984-0334 電子メールアドレス shinsozosangyo@office.city.kobe.lg.jp